

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2585号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

タンチョウウの舞 (北海道鶴居村)



も く じ

政 策	交付税支援規模 総額3000億円「頑張る地方応援プログラム」…… (2)
フ ォ ー ラ ム	ブルー&グリーンツーリズムへの取り組み「福井県若狭町」…… (5)
情 報	町村Nav i …… (8)
随 想	私の挑戦・職員の意識改革と協働のまちづくりをめざして 沖縄県南風原町長 城間 俊安 …… (10)
情 報	政策リーダー …… (11)

写真キャプション

「鶴が居る村」という名で、昭和12年に誕生した北海道鶴居村。村南部の釧路湿原には、冬になると特別天然記念物タンチョウが舞い降りる。乱獲により、一時は絶滅寸前にまで追い込まれたが、懸命の保護が実り約1,000羽まで生息数が回復。その優美な姿で人々の目を楽しませている。

休 閑 話 題

公益通報

東京大学名誉教授 大森 彌

「臭い物
職場が
るのは、
そうとす
んなで隠
むしろみ
仕打ちをうける。不正が放置され、

知事等の不祥事が続発した昨今、公益通報の意義について考えてみたい。自治体の中には、公益通報者保護条例を制定するところが出始めた。これは、公益通報（いわゆる内部告発）が迅速かつ公正に取り扱われる仕組みについて必要な事項を定めるとともに、公益通報を理由とする不利益取扱いを禁止することにより、公益通報者を保護し、これにより透明かつ公正な行政を実現しようとするものである。公益通報とは、職員、事務事業の受託業務に従事している人たちが、知り得た行政運営上の違法又は不正な行為に関して行われる不正の是正又は防止のために通報することである。対象は執行機関の行動である。職員等は、違反等の事実があることについて客観的に証明できる資料がある場合を除き、原則として実名によって公益通報をしなければならぬ。もちろん、その通報の内容は他人の正当な利益を害する不正の目的によるものであってはならない。公益通報者は、正当な公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益取扱いも受けない。通報があると、調査が開始され、首長等は、その改善又は防止のため必要な措置を講じ、措置の経緯及びその内容を速やかに公表することとなる。

自治体の職場では、これまで、いわゆる内部告発が行われることがあった。職場に不正があっても、その内部の恥を外にさらすことはよくないという観念がある。だから、不正が露見すると、内部の犯人探しをする。犯人と目された職員はつらい仕打ちをうける。不正が放置され、

に蓋をする」劣化した共同体になっていることを意味する。内部告発は組織への裏切りではなく、告発されるような不正を放置していることが悪いのである。このように発想をきりかえ、いつでも公益通報がありうることを前提にして、首長等は、公正・清潔・誠実な行政運営を確保してほしいものである。この条例では、議会議員は対象外になっているが、議員もまた執行過程に介入することがないよう身を引きしめてほしい。

頑張る地方応援プログラム 総務省

交付税支援規模、総額3000億円

総務省は、安倍晋三首相が2007年度からの実施を表明した「頑張る地方応援プログラム」の具体案をまとめた。地域経営改革や少子化対策などの独自施策を具体的な成果目標も掲げて策定・公表し、前向きに取り組む地方自治体に対して、地方交付税の割り増し算定などによる財政支援を講じる。地方交付税による支援規模は総額3000億円程度。このうち、07年度は2700億円程度を措置する。

出削減の取り組みを反映する算定」と「徴税強化の取り組みを反映する算定」の2項目（合計約500億円）だった。06年度からは「行革努力の実績を地域振興関係経費に反映する算定」(約650億円)も加えられた。

援することにした。

地方独自のプロジェクトを支援

同省が公表したプログラム案の概要によると、その目的は「やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、『魅力ある地方』に生まれ変われるように地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む」ことを促すこと。

具体的には、まず自治体自らが地域経営改革 地場産品発掘・ブランド化 少子化対策 企業立地促進 定住促進 観光振興・交流 まちなか再生 若者自立支援 安心・安全なまちづくり 環境保全・といったプロジェクトについて、具体的な成果目標を掲げた独自施策を立案し、地域住民に公表。総務省も同省のホームページ上で公表する。

同省が例示した10のプロジェクトについては、次のような事業が

地方交付税の「インセンティブ算定」を拡充

安倍晋三首相は06年9月の就任後初の所信表明演説で「地方の活力なくして国の活力はない。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開し、『魅力ある地方』に生まれ変わるよう、必要となる体制の整備を含め、地方分権を進める」と強調。地場産品の発掘・ブランド化や少子化対策、外国企業の誘致など地方独自のプロジェクトに

自主的に取り組む自治体を財政支援する考えを表明した。

菅義偉総務相も「駄目になればなるほど地方交付税が入るといふ現在の制度はおかしい」とかねがね指摘。総務相就任の記者会見などで「頑張る地方を応援できるようなプログラムをぜひ作りたい」と従来の地方交付税「インセンティブ算定」拡充に強い意欲を示していた。

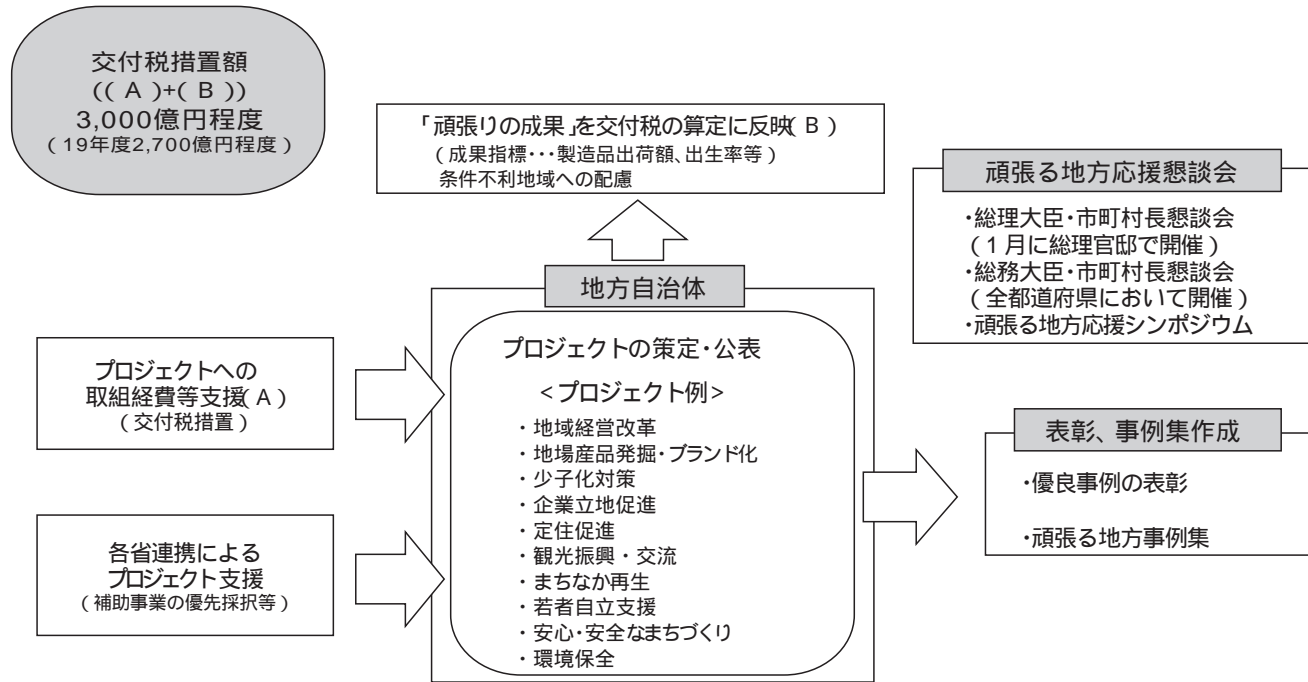
「インセンティブ算定」は05年度に創設されたもので、当初は「歳

出削減の取り組みを反映する算定」と「徴税強化の取り組みを反映する算定」の2項目（合計約500億円）だった。06年度からは「行革努力の実績を地域振興関係経費に反映する算定」(約650億円)も加えられた。

同省が例示した10のプロジェクトについては、次のような事業が

政 策

頑張る地方応援プログラム(案)の概要



想定されている。

地域経営改革「給与の適正化、定数削減、民間委託などの行政の効率化、経済活性化施策や滞納対策による税収の確保、電子自治体の推進、学校統廃合をはじめ公共施設の統廃合とその転用による有効活用など 地場産品発掘・ブランド化」地域特産物についての生産・加工・流通・販売までの複合的経営の推進、農林水産物・食品の輸出促進や産地ブランド化、中小企業による地域資源を活用した事業展開への支援、アンテナショップによる地域ブランドの情報発信など。

少子化対策「子育て支援センターの開設、企業との連携による子育て世帯の買い物割引特典、自然体験活動や山村留学の推進、新生児救急医療体制の整備、離島での産婦人科医などの確保、テレワークの推進など 企業立地促進」企業誘致エキスパートの設置、工場団地、貸し工場、情報通信基盤などの立地環境整備、外国企業と県内企業との意見交換会、海外での投資環境説明会、トップセールスによる地方の魅力発信など。

定住促進「空き家バンクの整備、長期滞在型生活体験プログラムの実施、地域の生活環境・魅力などの情報発信、首都圏での田舎暮らし説明会の開催など 観光振興・交流」グリーンツーリズム、郷土料理体験セミナー、教育ファームの開催、食や伝統芸能などを活かした観光ルートの設定、観光情報の発信、外国人観光客向けの通訳ガイドの育成など。

まちなか再生「中心市街地における空き店舗を活用したコミュニティや賑わいの場の整備、コミュニティバスの運行などによる公共交通の再生、まちづくりファンドによる地域の担い手への支援など 若者自立支援」若者向け職場体験ツアー、ものづくりインターンシップ、キャリアアコンサルティング、能力開発などによる就職支援、若者の長期農山漁村滞在型活動の実施など。

安心・安全なまちづくり「自衛防犯パトロール隊、電子タグを利用した子ども安全確認システム、公共施設の耐震化、家具転倒防止など自主防災の推進、消防団の充実など地域の防災体制の整備など 環境保全」地域バイオマスの推進、太陽光など新エネルギーの開発・活用、森林の整備・保全、住民・企業との協働による環境保全活動、環境創造型農業の推進、エコツーリズム、鳥獣害対策、環境教育の実施など。

こうしたプロジェクトに取り組

政 策

頑張る地方応援プログラム(案)について

1. 目的

やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講じる。

2. 応援プログラムの基本的な枠組み

(1) 地方自治体によるプロジェクトの策定、公表

地方自治体は、独自のプロジェクト(具体的な成果目標を掲げる)を策定し、住民に公表
総務省は、地方自治体のプロジェクトを総務省ホームページ上で公表

(2) 支援措置

地方交付税による支援措置(3,000億円程度(平成19年度2,700億円程度))

ア) 地方自治体がプロジェクトに取り組むための経費について、支援(3年間)

イ) 「頑張りの成果」を交付税の算定に反映

以下に掲げる成果指標をもとに、地方自治体に対し、「頑張りの成果」を交付税の算定に反映

- ・行政改革指標
- ・農業産出額
- ・製造品出荷額
- ・事業所数
- ・出生率
- ・転入者人口
- ・小売業年間商品販売額
- ・若年者就業率
- ・ごみ処理量

成果指標の算定に当たっては、条件不利地域など地域の状況に配慮

ウ) 企業立地促進に係る地方交付税措置

その他の支援措置

総務省ホームページ上で公表された地方自治体のプロジェクトに対して、情報通信関係施策に関し、補助事業の優先採択等について配慮。

(3) 各省との連携による支援措置

総務省ホームページ上で公表された地方自治体のプロジェクトに対して、以下の施策に関し、関係各省と連携を図り、補助事業の優先採択等について配慮。

(農林水産省との連携)

- ・都市と農山漁村の共生・対流
- ・農林水産物の輸出促進と産地ブランド化
- ・地域バイオマスの推進 等

(経済産業省との連携)

- ・中小企業地域資源活用プログラム
- ・企業立地促進 等

(国土交通省との連携)

- ・企業立地促進(まちづくりを含む)
- ・観光振興・交流
- ・地域のバス等の再生 等

3. 頑張る地方事例集の作成、表彰

総務省ホームページ上で公表された地方自治体のプロジェクトをもとに事例集を作成し、全国に普及広報。
特に優良な事例については、表彰。

4. 頑張る地方応援懇談会

(1) 内閣総理大臣と市町村長との懇談会

全国各地において「魅力ある地方」の創出に向けた取組を促すための最初の事業として、1月に、内閣総理大臣と市町村長との懇談会を開催。

(2) 総務大臣と市町村長等との懇談会の開催

年明け以降、総務大臣、副大臣、政務官等の総務省幹部が地方に向き、各都道府県毎に市町村長等との懇談会を開催。「頑張る地方応援プログラム」を周知し、魅力ある地方の創出に向けた取組を促すとともに、地方行財制上の諸課題等について、市町村長等と直接意見交換を実施。

(3) 頑張る地方応援シンポジウムの開催

懇談会の一環としての記念イベントとして、頑張る地方を応援する全国規模のシンポジウムを開催。

むための経費は、市町村に限り3年間、特別交付税で支援する。支援規模は総額500億円で1団体当たり3000万円程度となる。
「頑張りの成果」については、行政改革(転入者人口、農業産出額、小売業年間商品販売額、製造品出荷額、若年者就業率、事業所数、ごみ処理量、出生率)の各指標を用いて評価し、普通交付税を

割り増し算定。指標での判断に当たっては、条件不利地域などにも配慮する。支援規模は総額2200億円程度。
さらに、経済産業省が次期通常国会での法整備を目指す新たな企業立地促進策に対する総額300億円の地方交付税措置も予定している。また、自治体の独自施策に対し、情報通信関係施策の補助事

業を優先採択。農林水産業や国土交通省などの補助事業の優先採択などにも配慮する。
総務省のホームページ上で公表する自治体の独自プロジェクトを基に事例集を作成し、これを全国に普及・広報。特に優秀な事例に対する表彰制度も設ける。
また、「地方の活力なくして国の活力はなし」と地域の活性化を

重要課題に掲げる政府は、安倍首相らが市町村長と懇談する「頑張る地方応援懇談会」を07年1月16日に首相官邸で開催。菅総務相を筆頭に副大臣、政務官らの同省幹部が各地に出向き、市町村長らと直接、意見交換を行う懇談会などを随時、開催していく方針だ。
(時事通信内政部 明石道夫)

フォーラム

現地レポート

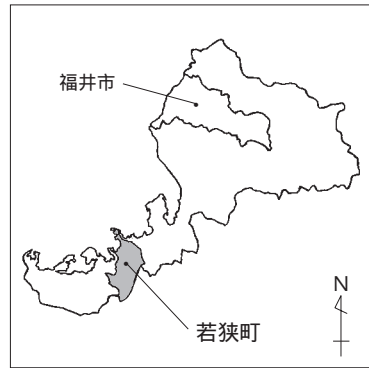
地域資源を活かした活性化策

ブルー&グリーンツーリズムへの取り組み

お客に喜ばれる体験観光をめざし

「わあ、すごい」、朝ぼらけの東の空に明けの明星が光る頃、銀色に跳ねる魚体に大きな歓声が上がります。福井県若狭町で行われている「大敷網体験」の船上である。

我が町では平成2年から、海に恵まれない県などを中心にして、主に中学生を対象にした海の体験学習を実施してきた。当初は1地区の民宿だけであったが年々参加地区が増え、平成18年は5地区で5000名を超える誘客をみている。この事業は若狭三方五湖観光協会が主体となり、漁家民宿を宿泊場所にして漁師の体験や魚のさばき、干物づくり、フィッシングから最近ではカヌーやカヤックの体験までメニューを広げて顧客のニーズに対応している。体験後における子供達の感想の一例をあげると、
透き通った海に感激した。
若狭町に来てから魚を食べられるようになった。



包丁をはじめて持った、こわかった。etc

また先生方の声では、子供達のあんな輝いた目は始めて見た。

漁船に乗ったことが最高の思い出になった。

若狭町から戻ってからは子供達が家の手伝いを進んでするようになったと父兄からよく聞くことがある。

など、学校生活では体験できない効果があったことへの評価を受けている。

これまでの観光政策と課題

福井県若狭町は、平成17年3月

福井県 若狭町

31日三方町と上中町が合併した若狭湾国定公園の中心に位置する人口17、200人の小さな町で、主な観光資源としては「若狭なる三方の海の濱清み いゆき還らひ

見れど飽かぬかも」と万葉集にも謳われた名勝「三方五湖」をはじめ、その昔、若狭湾で獲れた魚を京の都まで運んだ鯖街道の風情が今なお残る「熊川宿」、名水100

フォーラム



大網体験船による漁業体験ツアー

選に選ばれた「瓜割りの滝」、鳥浜貝塚をはじめとする縄文遺跡など数多くあり、自然環境に恵まれた癒しの里でもある。

主な産業は農業と漁業で、米の生産のほか種が小さく果肉が厚い福井ウメの主産地として知られ、温暖な気候を利用して梨や柿など果樹栽培も盛んである。漁業は定置網を使った沿岸漁業が主体で、日本海の豊富な海の幸の恩恵を受けながら現在では民宿の経営を兼ねる漁家が多い。最近では獲る漁業から育てる漁業への転換も進み、特に若狭湾一体の特産となった冬の味覚「若狭ふぐ」の養殖が盛んである。これらの豊かな観光資源を活かし一次産業の農業、漁業から付加価値を生み出し、お客に喜ばれながら安定した経済活動の見込まれる観光立町を目指そうとい

うのが我が町の思いである。

これまで町内の沿岸に位置する集落では、昭和40年代のはじめから漁家民宿が営まれてきた。夏の海水浴だけでなく冬場には日本海の海の幸を求めて、関西や中京方面の奥座敷として多くの観光客を受け入れてきた。昭和43年には三方五湖と日本海を一望する梅丈岳に県営の有料道路「レインポイント」が開通し、展望台も完成、社会の高度成長に合わせて観光客もつなぎのほりに増加した。町としても、これらの観光資源をさらに有効利用するために、遊覧船や観光リフト、ケーブルカーの新設、五湖周遊道路や縄文博物館の整備など官民一体となって観光振興に取り組んできた。また、平成7年には新しく町営の国際観光ホテル「水月花」をオープンさせ、民宿の指導的役割を担っている。

しかし、時代とともに観光客のニーズも変化しつつあり、最近では民宿での豪華な料理や見て回るだけの観光トレンドには陰りが見えるようになって来たのも事実である。その証拠に平成3年には160万人を超えていた旧三方町の観光客は、平成16年には87万人と半分近くにまで落ち込んでいる。幸い、上中地域に完成した鯖街道「熊川宿」の日帰り観光客が大きく伸びたこともあり平成17年では町

全体では140万人と落ち込みが少なくなっているが、宿泊者数では大きく減少している。また、最盛期には150軒を超えていた民宿も施設の老朽化や後継者不足などから廃業が目立ち、115軒に減っているのが現状である。

地域の大きな起爆剤として期待されてきた観光産業であるが、一方では地域間の厳しい競争にさらされており、今後どうやって地域産業として地域の活力に結びつけていけるかが大きな課題である。これまでの体験観光の受け入れ態勢を見てみると、全国各地で見られるように旅行業界や顧客の注目度は高いにもかかわらず、実際にはノウハウや経験不足により「商品」としての価値が不足しているとの指摘がある。特に農家民宿についてはこれからスタートの段階であり、中核となる人材の育成や推進体制の構築など基礎的な検討が必要であろうと思われる。

体験型観光への取り組み

戦後最長になったといわれる景気拡大が下支えをし、ゆとりある生活を求めて国民のレジャー志向が一段と高まる中において、全国各地が総観光地化しお互いにしのぎを削っている現在、先ほど述べた課題をクリアし如何に顧客の

ニーズに伝えていくかが今後のキーポイントである。そのための一つの方策として出てきたのが体験型観光への取り組みである。しかし、若狭町での当初の目的は減る一方の観光客対策のため平日を埋めるための単純な考えから始まった。学校単位に平日の利用があれば単価は安くても数でこなせるし、一部屋あたりの利用人員も増える。酒は売れないが料理も割合単純で済むし食事の時間も計算でき効率的であるという発想であった。そのうち体験船や魚さばきなど付加価値もついてきて、はじめはあまり乗り気でなかった民宿も徐々に真剣になり、各地区では本格的に大敷網体験船を導入し、力を入れるまでになってきた。そして、その後は自分達でアイデアを出しながら体験の種類を増やすま



魚さばき

フォーラム

での意欲が出始めている。

若狭町における主な体験観光メニュー

(1) 農業・漁業体験

田植え・稲刈り、なし狩り、ウメもぎ、サツマイモ掘り、大敷網見学、網の修理、魚えさやり、ロープワーク、わかめ収穫、イカ・タコ釣り、

(2) スポーツ・自然体験

三方五湖周辺ウォーキング・サイクリング、若狭湾カヌー・ヨット・カヤック、フィッシング、スノーケリング、磯観察、

(3) 生活・文化体験

造り酒蔵見学、ウメ大福づくり、ウメジューズづくり、丸木舟乗船、魚さばき・干物づくり、

(4) 施設利用体験

火おこし、勾玉づくり、海藻押し葉づくり、プランクトン観察、ビーチクラフト、タッチプール、梅加工場見学、野鳥観察、土笛づくり、土器づくり、須恵野焼陶芸、漁業体験については、社団法人若狭三方五湖観光協会が主体となり利用団体との交渉にあたっている。平成18年には岐阜県などの小中学校を中心に、47校5、252名の生徒を受け入れ、5地区の民宿に分宿させるとともに、体験についても民宿や各施設と協力しながらおこなっている。宿泊料金は1泊2食で小学生が6、825



稲刈り体験

円、中学生以上が7、350円で、体験料金については、それぞれコースや時間に依りて追加料金を規定しており、大敷網見学や干物づくりは1人450円、岸壁釣りは2時間餌付きで400円などとなっている。

農業体験はまだスタートばかりで大きな実績はないが、合併前にそれぞれの町で立ち上げた第3セクター「かみなか農楽舎」及び「エコファームみかた」を中心として事業の拡大を考えている。2つの法人はそれぞれ多少設立目的が異なるが、目指すものは農業後継者不足を解消するため設立された法人である。

「かみなか農楽舎」は全国各地から集まった大学卒業生などで運営されており、ずぶの素人だった若者が2年間の間に農業経営の基礎

を学び、研修期間を終えた後は若狭町内に根付いて農業経営者として1人立ちすることになっている。現在まで11名の研修生が卒業し立派に町内で独立を果たしている。この農楽舎では研修生養成事業とは別に田植えや稲刈り、野菜作りや加工など自然体験学習の希望者を募集しており、近くの保育園や小中学生をはじめ一般に至るまで平成16年度で2、488人、17年度では1、909人に楽しんでいただいた。

また「エコファームみかた」は耕作放棄地の拡大を防止するため設立された法人で、おもに中山間地の悪条件の農地を耕作しており採算は取れていないが、これまで棚田のオーナーやウメもぎ、なし狩りなどの体験をはじめ、新しい食材の発掘をめざしたダチョウ飼育や地鶏の育成、梅酒の製造販売など幅広い多角経営を模索しながら経営向上をめざしており、ようやく今年度から採算ベースに乗ってきている。

めぞす将来像

体験観光の将来を考えると、体験事業だけでは投資に比べ採算ベースに乗っていないなど、まだまだ理想とする形には遠い部分もあるが、福井県が今年度から実施

をはじめたグリーンツーリズム推進事業は目標を上回る誘客でその9割が県外客である。県独自の規制緩和が設けられたので、農家民宿で手軽に田舎料理を提供することも可能になり素朴さが受けて若い女性の間で人気を呼んでいる。また、団塊の世代の家庭回帰により、ますます目の肥えた個人客が増え、地域の生活文化に深く触れたいというニーズが高まるものと思われる。

若狭町ではこれまで漁家民宿が殆どを占めているが、上中地域には農家民宿に適した昔ながらの家並みも多く残っており、これの推進体制について組織化を図り有効活用しながら農業体験を増やしていきたいと考えている。少子高齢化が一段と進む若狭町としては、将来に向けて足腰の強い自治体経営が不可欠であり、そのためにはまず町の経済活性化を図らなければならない。幸い、漁業と農業をミックスできるといふ恵まれた環境を活かしながら、変化に富んだ体験と宿泊、そして食が一体となった体験観光を定着させるとともに、生産物の付加価値を高めるため「若狭ブランド」として磨き上げるなど幅広い特産品開発に努め、産業基盤の確立をめざしていきたい。

(若狭町長 千田千代和)

田村Navi

高齢者安否確認システム実証
実験で実地テストを開始

右手県紫波町

町は、テレビとインターネットを連携させて独居高齢者の安否確認などを行う高齢者支援システム「結いネット」の実証事業の実地テストを開始した。

「結いネット」は、「安否確認システム」と在宅健康モニターシステムで構成。安否確認は、朝テレビをつけた際に、画面に表示される「お元気かいメニユー」によってその日の状態を双方向で確認するもの。体調が悪い場合は、保健センターの担当者がテレビ電話で様子を確認し、対応する。

また、在宅健康モニターシステムは、高齢者宅に健康管理端末を設置し、定期的に血圧や心電図、体脂肪率などを計測してもらうもの。
システムは町と包括的連携協定を結んでいる右手県立大学と共同開発した。

児童関係部署を統合

栃木県高根沢町

町は来年度から、健康福祉課児童福祉係と教育委員会の学校教育課を統合して「こどもみらい課」を新設する。乳幼児から就学期まで一貫した施策展開を図ることなどが狙い。

「こどもみらい課」は、教委に設置し、小中学校関係全般と、出産や子育て支援をはじめとする児童福祉関係施策を担当する。

町によると、統合により食育関係等の施策を保育所から中学校まで一貫してできるほか、企画立案段階で施策の選別ができることで効果的な予算配分も図れるという。

蔵市に情報コーナーを設置

群馬県片品村

村は、埼玉県蔵市との相互応援協定締結10周年を記念して、同市に村の情報コーナーを設置した。

村と同市は、1996年に「ふれあい交流協定」と「災害時における相互応援協定」をそれぞれ締結。協定締結10周年に当たり、田中啓一蔵市長が村の情報コーナー設置を提案し、実現した。

情報コーナーには、村のパンフレットのほか、リンゴジュースや納豆などの特産品のサンプルを展示している。

蔵市によると、来庁者から特産品を売ってほしいなどの声が多数あるという。

名産の漬物を商標登録

長野県南木曾町

町は、地元名産のトオノイモの茎の漬物「あかたつ」を商標登録した。地域ブランドの確立と地元名産品の保護が目的。

「あかたつ」は、サトイモの一種トオノイモの茎を塩漬けにしたもので、年間約1、200キロ製造されている。町では、生産者の意向向上につなげようと、昨年4月に特許庁に出願、

同11月に認定された。

町では今後、販路拡大など「地域特産のブランド」として強く売っていきたい」と意気込んでいる。

ケーブルテレビと災害時緊急放送協定

三重県大台町

町はケーブルテレビのMCTV（本社「松阪市」）と災害時緊急放送協定を結んだ。

緊急放送は、災害時にMCTVのコミュニティチャンネルに、自然災害や大規模災害などの文字情報が放送されるもので、同チャンネルが自動的にL字画面に切り替わり、リアルタイムの情報提供を行う。

MCTVはケーブルテレビによる災害時緊急放送について、「住民への情報提供の幅が大きく広がりが被害軽減効果も大きくなる」と話している。

町民バスを導入へ

鳥取県智頭町

町は民間業者に運行を委託するコミュニティバス「智頭町民すざつ子バス」の運行を1月4日から始めた。（写真）

町ではこれまで民間会社によってバスの運行が行われていたが、乗車人数や運賃収入の減少に加え、運行経費が年々増加。民間会社に支払う補助金も町の財政を大きく圧迫していた。

このため、コミュニティバスの導入を決め、国の補助等を活

用しバス4台を町が購入。運行は民間会社に委託することにした。

乗車料金は、距離に関係なく乗車1回につき200円（小学生以下は100円）の均一制。また、通園・通学の送迎便の新設や、イベント時には臨時便を運行するなどサービスを向上させる。



町花・町木を決定

鳥根県吉賀町

町は合併後未制定だった町花・木をそれぞれ「ドウタンツツジ」と「コウヤマキ」に決めた。

町は2005年に、六日市町と柿木村の2町村が合併して誕生。六日市町では、町木をコウヤマキ、花をシャクナゲ、柿木村では、カキ、ドウタンツツジだった。町によると、新町誕生時に新たに、町花・木を選定する動きはなかったが、秋篠宮家に誕生した悠仁さまの「お印」にコウヤマキが選ばれたことから住民から選定を求める声が上がったという。

コウヤマキは町内に自生林が広がり、県の環境保全地域にも指定されている。

情 報

所得税・個人住民税の税源移譲の実施に向けた 周知・広報活動について

平成18年度税制改正大綱において、真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図るための「三位一体の改革」については、所得税から個人住民税への3兆円規模の本格的な税源移譲を実施することとされました。

税源移譲にあたっては、個々人の所得税と個人住民税を合わせた税負担額は、基本的に変わらないよう制度設計されています。しかし、この税源移譲に伴う所得税の改正は平成19年分以後の所得税について適用され、個人住民税については、平成19年6月徴収分から適用されることから、それぞれ影響が生じる時期が異なります。一方で、所得税の定率減税の廃止に伴う増額があることなどから、分権推進のための税源移譲が増税と誤解される恐れがあります。このため、納税者の十分な理解が得られるよう適切な周知・広報活動を行うことが重要となっています。

先に、総務省から示された、税源移譲に係る周知・広報活動についてのポイントは次のとおりです。(平成18年10月18日付 総税市第50号文書より抄出)

- (1) 所得税と個人住民税を合わせた税率は、原則これまでと同様としているほか、扶養控除などの人的控除額に係る差額の影響が生じないよう、個人住民税の減額措置等を講じていること。また、これらの措置により、1年間の所得の変動や諸控除の変動がなければ個人の税負担額は基本的には変わらないこと。ただし、景気回復のための定率減税措置がとられなくなることによる、税負担の増額は別途生じるものであること。従って、所得の変動等に伴い、実際の税負担額は増減するものであること。
- (2) 給与所得者のほとんどについては、平成19年1月以降に徴収される同年分の所得税額は減少し、平成19年6月から徴収される同年度分の個人住民税額は増加すること。(年金受給者の場合は平成19年2月以降、事業所得者の場合は確定申告時が所得税額の減額時期となります)
- (3) 納税通知書・特別徴収税額の通知書の送付は、十分な周知期間を設けるため、従来よりも早期に行うこと。
- (4) 所得税の新税率が適用される1月と、住民税の新税率が適用される6月の前後に重点的な広報を行うこと。
- (5) 所管の税務署や都道府県等と連携し、適切な周知・広報活動を展開すること。
- (6) 地方紙、コミュニティ雑誌などへの広告、圏域で放送されるテレビ・ラジオ広告、ポスターの掲示、説明会の開催など、きめ細かい広報活動に努めること。



各町村においては、様々な工夫を凝らし、税源移譲の趣旨等も含めて、納税者に対する理解を求めるための、広報活動を展開する必要があります。

随 想

随

想

私の挑戦・職員の意識改革と
協働のまちづくりをめざして

沖縄県南風原町長
城間 俊安

南風原町は、沖縄本島南部のほぼ中央に位置し、県都那覇市に隣接しています。周りを6つの市町村に囲まれ、四方を海に囲まれる沖縄本島にあつては唯一海に面していない町です。

私はこの町で生まれ、町議を経て平成10年5月に町長に就任、現在3期目の町政を担わせていただいております。就任間もない時期は、町民の皆さんにお約束した数多くの公約実現さらにはその芽だしに向け、その責任の重さを痛感しながらの執務は、毎日が緊張の連続でした。2期目は、地方分権の動きが進展する中、三位一体改革による厳しい財政状況下で、全国的に市町村合併がクローズアップされ、議論が活発に行われた時期でした。本町においてもまたしかりで、合併が自立かで揺れ、近隣町村との合併協議会設立までは至りましたが、最終的には協議会は解散、自らの判断で自立の道を選択することになりました。私は3期目の挑戦に際して、これからのまち

づくりは町民との「協働」が欠かせないことを強く訴えてきました。

再選後、直ぐに総合計画を基本構想の段階から町民との協働による策定を行うよう指示し、手始めに「職員が自前で作れないか」という課題を投げました。本来なら、これまで第1次から第3次の策定経験の蓄積により誰の手を借りずとも職員が自前での策定も可能であるはずですが、しかしながら私の与えた課題に対し、関係課で議論をした結果、今回は準備期間が短いことで自前での策定は見送ることになりました。ただし従来の手法ではなく、策定の期間を次の計画策定への研修期間として捉え、次回の見直しからは職員が自前で作るという姿勢で取り組むということを確認いたしました。その意気込みはコンサルタントの選定からあらわれ、これまでコンサルタント主導と言われることもありましたが、今回は徹底的に内部で方針を議論し、一から作り上げてきまし

た。役場が主導し、コンサルタントはパートナーという考えです。

さらに私が掲げているもう一つの重要なテーマが前述しました住民との「協働」です。本町の将来を方向付ける総合計画が、より町民に親しまれるよう、また分かり易いよう、作る過程から積極的に町民の皆さんに関わっていただくことです。決まったことを町民に報告するのではなく、決まる過程から地域に積極的に出向き、そして町民と一緒に考えて考え、悩みながら共に作り上げていく、この職員の姿勢こそが大切だからです。総合計画の策定方法については、職員アンケートも実施し、より現実的な手法を作り上げました。こういった手法が定着すると、より多くの住民職員が総合計画を「意識」することにつながると確信しております。こうしてできた本町の第4次総合計画は、地方分権時代に対応する自分達のまちは自分達でつくるという自己責任、自己決定の原則により、計画づくりを白紙の段階から全員公募による多くの町民と町外から参加した皆さんや職員によるまちづくりプロジェクトチーム並びにワーキングチームから成る住民会議のメンバーで素案をまとめました。

素案策定に当たっては、総合計画に町民が関心を抱けるようにする、職員が現状以上に総合計画に関心が持てるようにする、行政内および町民が評価可能な総合計画にするの3点を意識しながら約1年半の歳月をかけた段階的に進めてきました。現在、総合計画は審議会より答申

をうけ議会の特別委員会で審議中であり、策定後の総合計画を実効性あるものにするため、今こそ職員「意識の改革」と「実行性」が求められている時ではありません。今日の町政は、様々な課題に直面しているにもかかわらず、その状況を真実に認識すべき役場の危機意識が極めて不足しており、私は、役場全体の意識改革の必要性を痛感しています。3期目の初年度にあたり、私は職員皆さんに時代の変化を敏感に察知し、新しい時代を先取りできる体質に改善していかなければ、この厳しい状況を乗り切るには困難だと訓示いたしました。

こうした観点に立つて、これからの厳しい財政運営の中で、本町を拡充させていくには、町民の自主的な行動のもと、町民・地域と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵や責任において「町民との協働によるまちづくり」に取り組むことです。そのためには、情報公開をいっそう進め、積極的に行政が持っている情報を開示し、町民に知らせていく姿勢が求められてくると思います。このような姿勢が拡大していくことによって職員の意識も変わってくると思います。役場は最大のサービス産業であり、職員皆さんのには町民の奉仕者、公僕という立場を忘れず、町民から信頼される職員像をめざし、日々の執務に励んでいただきたいと思っております。私はその先頭に立ち、町民から信頼される役場づくり、信頼される職員の育成に努めてまいります。

情報

政策リーダー

政策リーダー

地方公共団体定員管理調査結果まとめ

総務省

総務省は、平成18年4月1日現在の地方公共団体定員管理調査結果を公表した。

地方公務員総数は、299万8、402人で、前年に比べ43、720人の減少となり、平成7年から12年連続の減少となった。今回の調査結果の特徴として、一般行政・教育・公営企業等会計の部門で職員数が減少し、特に市町村の職員数は、10年連続して純減し、調査開始以来最大の減少となった。

その理由として、厳しい財政状況の下、事務事業の見直し、組織の見直し、民間移譲・民間委託等、定員管理の適正化に積極的に取り組んできた成果としている。

団体区別では、都道府県が159万6、305人（前年比0・8%減）で市町村等は、140万2、097人（同2・1%減）で3万397人の減少となった。

部門別では、一般行政部門が102万7、128人で前年より21、732人減となっており、うち市町村等では、75万5、269人と16、603人減となっている。公営企業等会計部門は、411、701人で11、914人の減となった。

一方、警察部門が277、543人で警察体制の強化により対前年比で3、272人増、消防部門が156、315人で消防本部体制の強化により622人増加した。

平成19年度地方債計画決定

総務省は12月24日、平成19年度地方債計画を決定した。

地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が行革と財政健全化を推進し、諸課題に重点・効率的に対処出来るよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を推進し、所要の地方債資金を確保することを目的に策定された。

総額は12兆5、108億円（前年度比1兆4、358億円減）、うち普通会計分9兆6、529億円、公営企業会計等分2兆8、579億円となっている。普通会計分では、通常分4兆8、379億円、特別分4兆8、150億円となった。

主な特色として、地方財源不足に対応する臨時財政対策債2兆6、300億円、行革促進に寄与する退職手当債5、900億円及び行政改革推進債3、000億円、新旧合併法により合併した市町村に対し、特例事業が実施できるよう9、500億円が確保され、上・下水道、交通、病院等、地方公営企業による生活関連社会資本整備を推進するため、所要額2兆7、724億円、等が計上された。

また、高金利の地方債の公債費負担を軽減するため、財政健全化計画等を策定し、行政・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成19年度から3年間で、5%以上の金利の地方債（公的資金）を対象に、繰上償還を補償金なしで行う措置がとられることになった。

品目横断的経営安定対策の加入申請状況まとめ

農水省

農水省はこの程、19年産から導入される品目横断的経営安定対策の秋まき麦作付け農業者の加入申請状況をとりまとめた。

申請は27、700経営体で、作付け計画面積は243、885ヘクタールとなった。申請者のうち認定農業者は、24、646経営体、集落営農組織3、054経営体となり、19年産4麦（小麦、一系大麦、六系大麦、裸麦）計の作付け計画面積は、認定農業者が181、377ヘクタール、集落営農組織が62、507ヘクタールだった。

都道府県別の申請状況は、認定農業者と集落営農組織を併せた件数で北海道が14、653経営体、面積は、116、145ヘクタール。府県では、栃木県の1、912経営体が申請件数で一番多く、次いで福岡県の1、088、佐賀県の1、034の順となっている。面積では佐賀県が21、263ヘクタールで府県でのトップとなっており、次に福岡県の18、746ヘクタール、栃木県の9、171ヘクタールとなった。また申請件数が0の県も4県あった。

今回の加入申請は、平成18年9月1日から11月30日までの3カ月間、この秋に麦を作付ける農業者であって、収入減少影響緩和対策に加入する農家や組織のみを対象に加入申請を受け付けてきた。秋まき麦を作付けても諸外国との生産条件の格差を補正する、生産条件不利補正対策だけに加入する農業者については本年の4月1日からの加入申請となる。



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら

- 通常に新規でご加入するよりも**40%**(保険料)[※]割引
(※町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合。車両保険は9等級からスタートします。)
- 集団扱契約によりさらに**5%**割引



◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

車名	トヨタ エスティマ	補償範囲	免責金額なし	免責金額5万円
型式	ACR50W(車両クラス3)	オールリスクタイプ	57,770円	48,260円
初度登録	平成18年8月(新車割引あり)	(通常に新規で加入する場合)	96,280円	80,440円
年齢条件	30歳以上(家族限定)	エコノミー+A特約	28,180円	23,540円
共済(保険)金額	300万円	(通常に新規で加入する場合)	46,970円	39,240円
		A特約のみ	—	13,040円
		(通常に新規で加入する場合)	—	28,250円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(9等級)の場合のものです。保険料は平成18年8月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、自己負担していただく金額です。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせ下さい

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。

平成17年10月24日 SJ05-05230